

# とうかい I ~MOの割引キャンペーン 村が割引の対象外としているもの

区分	料金等の内容
<p>1 行政機関等への支払</p> 	<p>公租公課（所得税，住民税，固定資産税，自動車税等），社会保険料（医療保険，年金保険，介護保険等），自治体指定のゴミ袋の代金，鉄道・航空運賃等</p>
<p>2 換金性が高いものの代金</p> 	<p>金券（ビール券，図書券，旅行券，切手，収入印紙，店舗が独自に発行する商品券等）の代金，プリペイドカードの代金，電子マネーへのチャージの代金等</p>
<p>3 日常生活における継続的な支払</p> 	<p>電気料金，ガス料金，水道料金，電話料金，NHK放送受信料，不動産賃料，駐車場の月極利用料，保険料（生命保険・自動車保険等）等</p>
<p>4 定期契約等に基づく支払</p> 	<p>新聞定期購読料金，定期購入商品（食品，飲料，サプリメント等）の代金，定期・回数券の代金等</p>
<p>5 補助対象期間外に行われた契約等に基づく支払</p>	<p>工事請負契約に基づく支払，物品購入契約に基づく支払等</p>
<p>6 事業者間で取引されるものの代金</p>	<p>卸売業者，法人又は個人事業主の事業活動に必要な物品等の代金</p>
<p>7 その他補助対象経費として不適当なもの</p> 	<p>たばこの代金，宝くじ購入費用，入学金，債務の弁済，キャンセル料，寄附金，電子商取引等の代金その他社会通念上不適当なもの</p>